

岐阜県産業課『美濃紙抄製図説』の新出挿図について

An Introduction of New Drawings Regarding “The Illustration of Minogami Papermaking” by Gifu Prefectural Government’s Industry Section

南本有紀  
Yuki MINAMIMOTO

要旨

代表的な手漉き和紙として知られる美濃紙について、その一部である国重要無形文化財（保持団体認定）・ユネスコ無形文化遺産「本美濃紙」は、岐阜県の誇るべき文化遺産として、ユネスコ登録を契機に認知度が高まり、県や美濃市、製造者組合によって「美濃和紙」ブランド化が図られている。本稿では、美濃における製紙の歴史と製法を概説し、明治13年（1880）に編纂された『美濃紙抄製図説』の新発見挿図を紹介する。

はじめに

2014年11月27日、岐阜県美濃市の「本美濃紙」の製造技術を含む「和紙：日本の手漉和紙技術」がユネスコ無形文化遺産代表一覧表に登録され、岐阜県内では初めてのユネスコ無形文化遺産の誕生となった。これは国重要無形文化財（保持団体認定）の3件、即ち、「本美濃紙」「石州半紙」（1969年指定）「細川紙」（1978年指定）をグループ化し、2009年に既に登録されていた「石州半紙」を、新たに日本の手漉和紙技術として拡張登録すべく日本政府から提案されていたものである。

日本では、古来、美濃国（岐阜県南部）に限らず各地で紙漉きが行われているが、中でも美濃市周辺は、製紙に必要な豊富で良質な水と楮などの原料を育む豊かな自然風土に恵まれていたことから、中世・近世を通じて主要な紙産地であった。文化財に指定された本美濃紙の抄紙技術は、こうした伝統を忠実に受け継ぐ伝統工芸技術である。

この技術・工程を知るのに格好の参考文献として岐阜県産業課『美濃紙抄製図説』がある。編纂は明治初めながら、内容的には近世の製紙方法が豊富な挿図によって視覚的に解説されており、現行の本美濃紙製法が江戸期とほとんど同じ技法を保持していることが文字通り一目瞭然である。同書は岐阜県図書館に複数の蔵書があり、そのうちの一書が同館ホームページ上のデジタルコレクション<sup>1</sup>で公開されており、ネット上で閲覧することができる。今回、当館の美濃和紙展示の準備時にこれらの既知蔵本以外の挿図を発見したので、以下、美濃和紙・美濃紙についての現状をまじえて報告する。

1 美濃紙の歴史

現在、美濃紙といえば美濃市で生産された和紙を指すが、本来、美濃紙は美濃で生産された紙の総称であり、日本最古の和紙として知られる古代の正倉院文書も厳密には現美濃市で漉かれたものではないと考えられるものの、美濃紙

の範疇に加えられている。その後、美濃における製紙業は、中世に土岐氏の保護奨励によって盛んになり、美濃紙が和紙の代名詞ともなった。その伝統を受け、近世から昭和初期にかけて県下で広く行われた手漉き和紙の中でも主産地である美濃市周辺は、とくに良質な紙の産地である。具体的には、長良川の支流・板取川流域の牧谷と武儀川流域の武芸谷がそれにあたる。

先述したように、最古の美濃紙は、大宝2年（702）美濃国戸籍の用紙として用いられたものが正倉院に現存する。この産地は美濃国の抄紙施設があった西濃地域と想像され、牧谷・武芸谷で紙漉きが行われるようになったのは、その後、鎌倉時代以降と考えられている。この地域は、広い河原に比較的緩やかな流れの河川が縦横に走り、潤沢に水が使用できることに加え、楮の漂白等の作業に都合がよい。原料となる楮の栽培にも適しており、しかも、長良川の本支流を使った水運によって下流の商業地（岐阜）への交通の便がよいため、主要産業として製紙が盛行したのである。

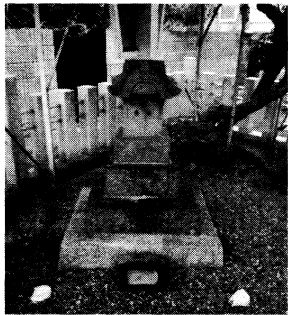
中世、武芸谷にある大矢田の六斎市では、紙市が開かれていたし、近世初期には、上有知領主等によって紙漉きが奨励され、後の発展につながった。その後も、幕府・尾張藩・大垣藩・苗木藩の御用紙を生産し、牧谷・武芸谷の和紙は、江戸時代以降、最高級の記録紙・障子紙（書院紙）として高く評価されてきた。

明治以降、産地も産量も拡大したが、安価な機械漉き洋紙の流入により次第に手漉きが行われなくなる中、牧谷の蔵生地区を中心に現在も伝統的な工法で生産を続けており、「本美濃紙」の製紙技術として、国重要無形文化財に指定されたのである。現在では、書院紙等の近世以来の用途のほか、文化財保存修復用紙としても国内外において広く用いられている。

2 県内の製紙史蹟

有数の紙漉き産地であった美濃地域には、以下に挙げる通り、いくつか関係史蹟が伝わっており、前述の製紙史を跡付けるよすがとなっている。

写真1 紙屋塚（垂井町）



美濃国の官設抄紙場所在地に比定され、美濃紙発祥の地といわれている。

写真2 大矢田紙市跡の六地藏 太清寺（美濃市）



もとは「市場」交差点の紙市跡にあったもので、15世紀に美濃紙の定期市が開かれ、近江商人によって京都へ出荷されていた。

写真3 製紙紀功碑（美濃市蕨生）



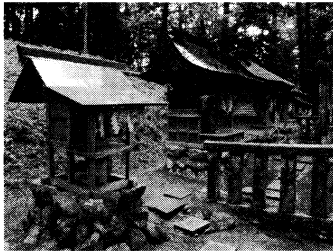
製紙法の改良のため、私財で紙業伝習所を設立した澤村仙松を顕彰する石碑（明治31・1898）。

写真4 製紙紀功碑（美濃市御手洗）



美濃紙の海外輸出によって市場を開拓し、販路を拡大した武井助右衛門を顕彰する石碑（明治25・1892）。

写真5 神谷社（関市武芸川町）



もと「紙屋社」といい、抄紙業者の守り神。現在は大跡部神社に合祀されている。

3 本美濃紙と美濃和紙ブランド

近現代、機械漉きをはじめとする技術改革を経て、美濃和紙の製法は多種多彩になった。国重要無形文化財指定（1969）、ユネスコ無形文化遺産登録（2014）は、それらの一部、即ち、伝統製法によって漉かれる本美濃紙のみを対象としている。ここでいう伝統製法とは、例えば、国重要無形文化財の指定要件に具体的に示されている通りである（表1）。この製法は、本稿に掲載した『美濃紙抄製<sup>2</sup>図説』挿図に近世ながらの製造工程がうかがえ、本美濃紙においては、現在もほとんど変わらない製紙道具・工法・工程を継承していることがわかる。

表1 国重要文化財「本美濃紙」<sup>3</sup>

|        |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保持団体   | 本美濃紙保存会（岐阜県）                                                                                                                                                                                                                                          |
| 芸能工芸区分 | 工芸技術                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 種別     | 手漉和紙                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 認定区分   | 保持団体認定                                                                                                                                                                                                                                                |
| 指定年月日  | 1969年4月15日（昭和44年）                                                                                                                                                                                                                                     |
| 指定要件   | 一、原料はこうぞのみであること。<br>二、伝統的な製法と製紙用具によること。<br>1. 白皮作業を行い、煮熟には草木灰またはソーダ灰を使用すること。<br>2. 薬品漂白は行わず、填料を紙料に添加しないこと。<br>3. 叩解は、手打ちまたはこれに準じた方法で行うこと。<br>4. 抄造は、「ねり」とろろあおいを用い、「かぎつけ」または「そぎつけ」の竹簀による流漉きであること。<br>5. 板干しによる乾燥であること。<br>三、伝統的な本美濃紙の色沢、地合等の特質を保持すること。 |

ところで、明治から大正の最盛期に製造戸数約4,700戸を数えたと言われる美濃の和紙生産も、高度成長期の生産者激減を受けて、伝統技術の継承を目的に、本美濃紙保存会（1969～）の前身となる本美濃紙在来書院保存会が結成（1960）された。この保存会会員が伝統製法によって抄造した和紙のみを「本美濃紙」と称し、美濃和紙の全生産量中、本美濃紙が占める割合は1割程度という<sup>4</sup>。

近代以降、用具を大型化<sup>5</sup>するなどして美濃和紙の効率的な量産化が図られ、とくに戦前・戦時期は、現代に続く紙の豊かな可能性を感じさせる多様な加工紙<sup>6</sup>が試みられた。そして、現在、多様化した紙業において、美濃和紙は、県地域産業課・美濃市・美濃和紙ブランド協同組合によってブランド化が進められている（表2）が、ここでも製法が分類の大きな指標になっている。

表2 美濃和紙ブランドロゴ<sup>7</sup>

|                                                                                                                               |     |                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------|
| <br>本美濃紙<br>hon-minoshi<br>Japan             | 産地  | 美濃市                         |
|                                                                                                                               | 生産者 | 本美濃紙保存会員                    |
|                                                                                                                               | 原料  | 茨城県産・大子那須楮（白皮）のみ            |
|                                                                                                                               | 製法  | 重要無形文化財の指定要件を満たす伝統製法        |
| <br>美濃機漉すき和紙<br>mino-kikisaku<br>washi Japan | 産地  | 美濃市                         |
|                                                                                                                               | 生産者 | 美濃手漉き和紙協同組合員                |
|                                                                                                                               | 原料  | 国内産原料のみ                     |
|                                                                                                                               | 製法  | 流し漉きによる                     |
| <br>美濃手すき和紙<br>mino-tesuki<br>washi Japan    | 産地  | 岐阜・美濃・関市                    |
|                                                                                                                               | 生産者 | 美濃和紙ブランド協同組合員               |
|                                                                                                                               | 原料  | 非木材繊維（楮・三桠・雁皮・マニラ麻・亜麻など）を含む |
|                                                                                                                               | 製法  | 手漉き和紙に近い光沢・風合い・強靱さを出す抄紙機で製造 |

4 美濃紙の工程

ここで手漉き和紙の工程を具体的に見ておこう。この過程は、一般に、①水浸→②煮熟→③叩解→④抄紙→⑤脱水→⑥乾燥→⑦選別・裁断と説明され、美濃（美濃弁）では、下記の通りとなる。

（1）タネ<sup>※1</sup>の準備（楮を加工する）

楮蒸し～皮剥き～皮刳ぎ（皮タクリ）<sup>※2</sup>～川晒し～煮る～紙絞り<sup>※3</sup>（塵取り）

※1 紙料を「タネ」という

※2 外皮を刳ぎ、表皮と芯の間にある真皮を取り出す

※3 塵（原料に混じった外皮やゴミ）を取った後の紙料をギュッと絞るので「紙絞り」という

（2）紙漉き

紙打ち～紙をタテル<sup>※3</sup>（ネベシ<sup>※4</sup>と混ぜる）～漉く～タネル（漉いた紙を積み重ねる）

※3 タネを水に放ちネベシ<sup>※4</sup>と混ぜ合わせる

※4 分散剤・サイジング剤として使用するトロロアオイの根を搗き碎いた粘液（他地域では「ネリ」と呼称）

（3）仕上げ

タネ絞り（漉いて積み重ねたタネに重しをかけて脱水する）～紙板に干す～選別（検品）～紙切り～出荷

5 『美濃紙抄製図説』

以上の製法・工程を紹介した書籍として『美濃紙抄製図説』が挙げられる。これは、明治13年（1880）、翌年の第2回内国勸業博覧会に出品するため、当時の岐阜県勸業課が編纂した「第十四類 美濃紙抄製図説写本」（結局、上梓されなかった）を元に編纂されたもので、製紙の原料・工程・用具をイラストで説明した解説書で、編集者・挿図作者とも不明ながら、手漉き和紙の製法を知るには便利な内容であり、これまでに複数の写本・影印本・翻刻本が作成されている（表3）。

表3 『美濃紙抄製図説』一覧

|   | タイトル      | 著者・編者          | 出版者      | 出版年       | 所蔵        |
|---|-----------|----------------|----------|-----------|-----------|
| ① | 美濃紙抄製図説   | 岐阜県勸業課         | 岐阜県勸業課   | 明治13・1880 | 県図書館      |
| ② | 美濃紙抄製図説   | 岐阜県勸業課         | 岐阜県勸業課   | 明治13・1880 | 県図書館      |
| ③ | 美濃紙抄製図説   | 岐阜県勸業課         | 岐阜県      | 明治13・1880 | 国立国会図書館   |
| ④ | 縮写美濃紙抄製図説 | 岐阜県勸業課<br>奥本正人 | 澄心堂      | 昭和12・1937 | 県図書館      |
| ⑤ | 美濃紙抄製図説   | 岐阜県勸業課<br>成田潔英 | 王子製紙     | 昭和17・1942 | 県図書館      |
| ⑥ | 美濃紙抄製図説   | 高橋繁雄           |          | 昭和23・1948 | 県産業技術センター |
| ⑦ | 美濃紙抄製図説抄  | 岐阜県製紙試験場       | 岐阜県製紙試験場 | 昭和25・1966 | 県図書館      |

現在、いずれも県勸業課「美濃紙抄製図説写本」及び「産業之図」（「美濃紙抄製図説写本」から諸言・解説・図解を欠いた図稿）を元にしたと思われる表の7点が現存し、これらの原本は、県庁文書課（当時）の調査によると大正10年（1921）に廃棄されたという（④）。

①が岐阜県図書館デジタルコレクション底本、②が県史（史料編・近世6）底本で③と類似本である。①②は用字と挿図に差異があり、①は変態仮名を多用して、挿図が淡彩に対して②挿図は濃彩であるほか、①②挿図は人物の老若が描き分けられるなど細かな違いがあり、採録道具類の出入りも見られる。

④は原本廃棄後、転写本を入手して刊行されたもので、和紙研究会『和紙談叢』に収録予定だったが、何らかの事情で別冊として頒布された。⑤は彩色写本から12図を抜粋して複製したもので、編者の成田潔英が皇紀2600年を記念して「楮及楮紙考」「三桠及三桠紙考」と併せた3部作「手漉和紙考」を別冊として200部が頒布された。⑥は④を底本に、⑦は工程部分のみ抜粋して非売品として刊行されたものである。④⑤⑦底本は①②異本とみられ、想像以上に多種類の写本が作られたようである。

県内外の公共図書館や私設文庫、県内の役所・学校・神社・仏閣・個人等の蔵書から岐阜県の郷土資料を網羅した総合目録である『濃飛郷土志料目録』（岐阜県郷土文化史調査会・1942）には、「美濃紙抄製図説（明治13）」として、「1 原本、2 写本、3 帝図蔵本、4 県製紙試験所蔵本、5 影印本」が掲載されており、3は③、4は⑥、5は④を指すと思われる。

当館で美濃和紙展示のために関連資料の所在調査を実施した際、県産業技術センター蔵書に、『美濃紙抄製図説』の写本（⑥）とこれまで知られていなかった挿図15枚組を見出したので、後者を以下に紹介する。

図1 武儀郡牧溪郷御手洗村紙ほしの図

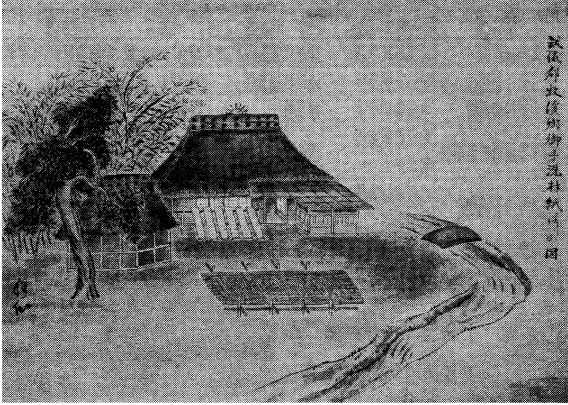


図2 第一図 楮を刈る図



図3 第二図 楮を蒸す図

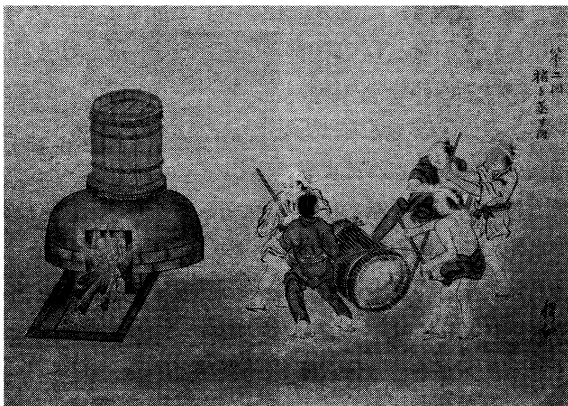


図4 第三図 楮皮を剥分図

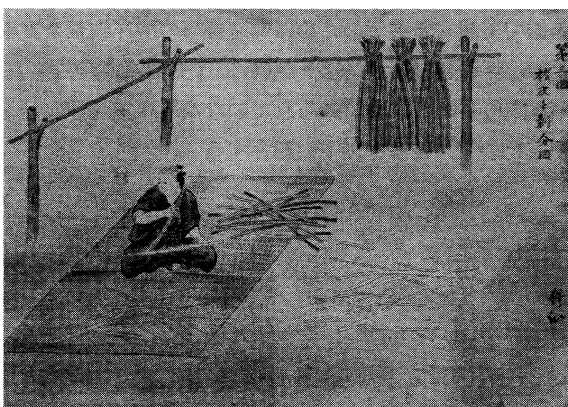


図5 第四図 楮皮を浸す図



図6 第五図 外皮を刮る図

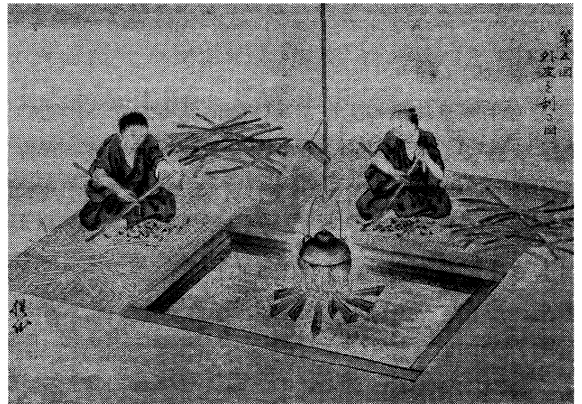


図7 第六図 内皮を曝す図

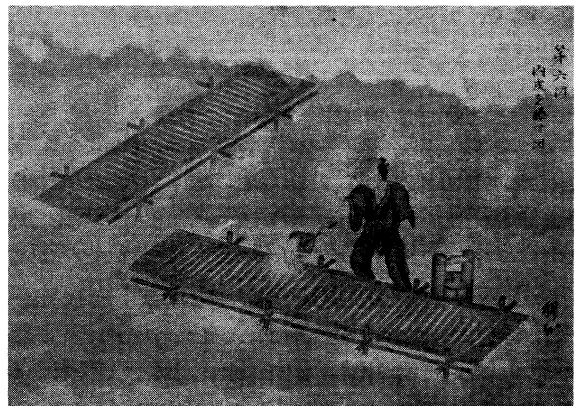


図8 第七図 内皮を緩流に漂白する図



図9 第八図 内皮を煮る図 灰水を滴す



図10 第九図 かうぞしぼりの図

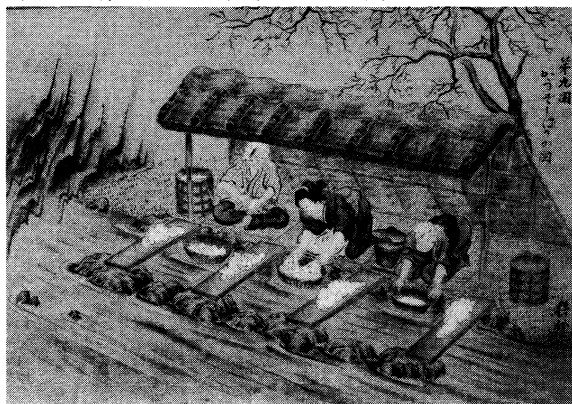


図11 第十図 かうぞを打つ図 並にぬべしを搗き桶に滴す

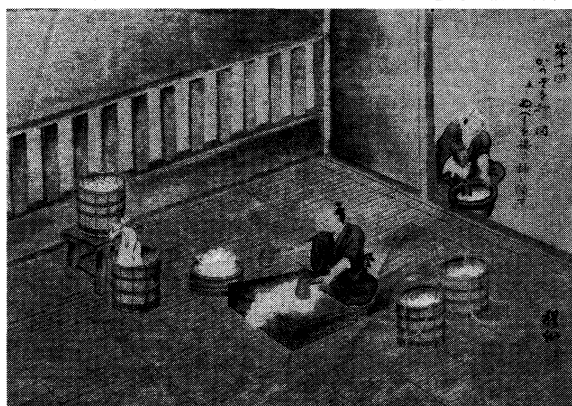


図12 第十一図 打った楮を馬鍬で攪拌する図

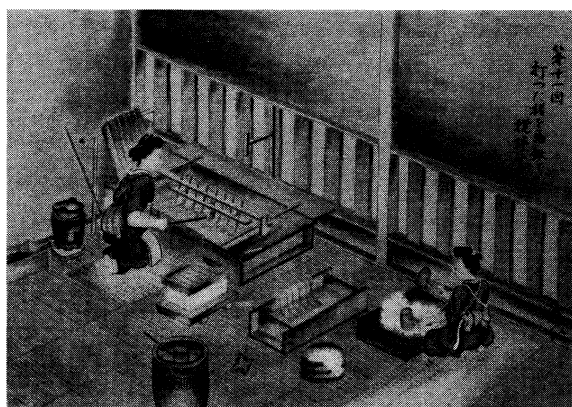


図13 第十二図 紙を抄く図

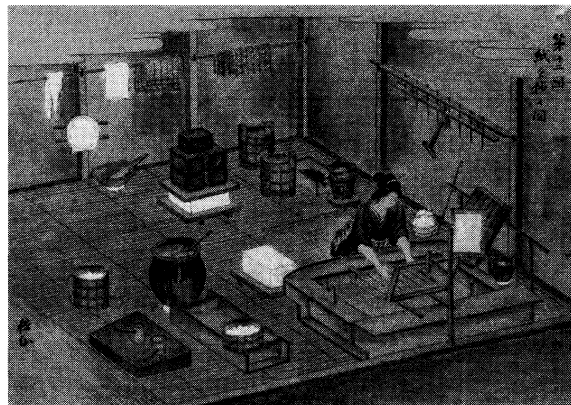


図14 第十三図 紙を乾す図

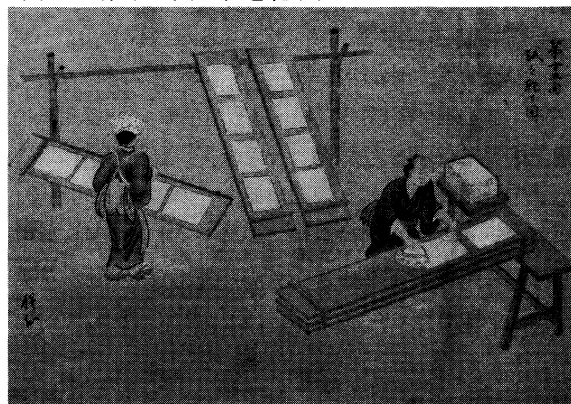
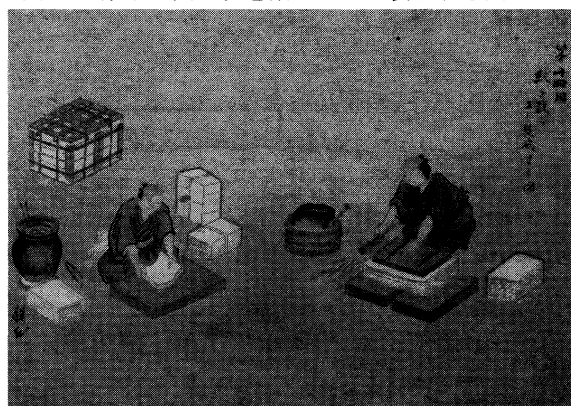


図15 第十四図 紙を裁ち 並に装成する図



## おわりに

製紙・加工紙に関する試験・研究を行う県産業技術センター紙業部は、前身を美濃紙同業組合抄紙試験場（1905～）といい、岐阜県製紙工業試験場（1928～）等を経て、岐阜県紙業試験場が岐阜県製品技術研究所・美濃分室（1999～、のち紙研究部）に統合、同研究所が産技センターに改称（2005～）、紙業部（2012～）となって現在に至っている。和紙研究が経済活動の主たりえない現在、同部の所蔵する製紙用具類は静かに眠りにについているかに見えるが、本県の産業史を彩る貴重な所蔵品が含まれている一端が見出され

たのでなかろうか。資料の閲覧・調査、写真撮影にご協力  
いただいた同部に深謝して小文を閉じることとしたい。

<sup>1</sup> <http://www.library.pref.gifu.lg.jp/dc/top.html> (2018年1月31日  
閲覧)

<sup>2</sup> 「抄製」は「しょうせい」もしくは「すきたて (本文中  
のルビによる)」

<sup>3</sup> <http://www.city.mino.gifu.jp/honminoshi/> (2018年1月31  
日閲覧)

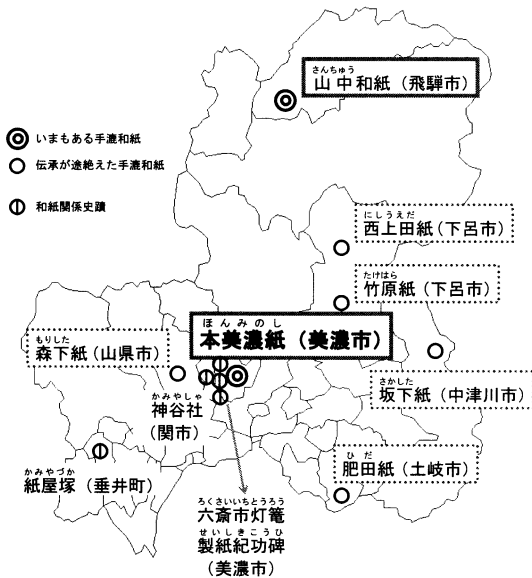
<sup>4</sup> 前掲 3

<sup>5</sup> 従来の美濃判サイズから 4 倍の漉桁 (美濃弁で「コテ」)  
が高知県から導入されるなどした。

<sup>6</sup> 岐阜県製紙工業試験場 (現・岐阜県産業技術センター紙  
業部) の戦前戦中期の年次報告書 (『試験並ニ指導報告 (製  
紙ノ部ノ加工紙ノ部)』) には、「信号用吊傘」「防毒用紙帳」  
「滑空機翼用紙」「航空機用パッキング」など軍事利用に  
係る加工紙のほか、「婦人用防空頭巾」「紙製防寒防毒服」  
「紙製ゲートル」「紙製戦闘帽 (国策帽子)」「紙製旅行用  
おしめ製造試験」「紙製タイル」など現在の多機能な加工  
紙技術につながる実験も行われていたようすがうかがわれ  
る。

<sup>7</sup> <http://www.minowashi-japan.com/> (2018年1月31日閲覧)

岐阜県内の紙漉き



※大垣藩領であった揖斐川・根尾川筋でも紙漉きが盛んだった。  
※美濃のほか、飛騨・東濃でも幕府・尾張藩・苗木藩の御用紙・  
御蔵紙が漉かれた。